

三中学区青少年育成会議 会則

(名称)

第1条 本会は、三中学区青少年育成会議と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、西清川公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、木更津市立木更津第三中学校区内（以下「三中学区」という）の制度ボランティアを中心に、福祉、青少年育成に携わる関係機関、団体等が相互に連絡、協調をしながら、地域ぐるみで諸問題をより効果的に解決をし、もって明るく住みよい社会を作ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 青少年の健全育成に資するための会員相互の研修、調査、助言及び交流に関すること。
- (2) 木更津市における教育、福祉、青少年機関、団体等の諸事業に対する協力。
- (3) その他、本会の目的達成に必要と認められる事項。

(構成)

第5条 会員は、別表1に掲げる三中学区内の制度ボランティア、福祉、青少年育成に関係ある各種機関、地域住民の代表者をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に、会長1名、副会長若干名、監事2名、事務局長1名を置く。

- 2 会長は別表2に掲げる団体等による輪番制とし、総会において承認を得る。
- 3 副会長及び監事は、理事会において選出し、総会において承認を得る。
- 4 事務局長は、会長が指名する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 3 監事は、会計の監査をする。

4 事務局長は、会計をつかさどり、本会運営の事務を総括する。

(役員任期)

第8条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(理事)

第9条 本会に、理事を置く。

2 理事は、別表1に掲げる構成団体等の代表者1名をもって充てる。

(顧問)

第10条 本会に、総会の議決を経て顧問を置くことができる。

(会議)

第11条 会議は、総会、理事会、役員会とする。

2 総会は、年1回、理事会、役員会は必要に応じて開催する。

3 総会は、会長が招集し、議長となる。

4 総会は、総て出席者の過半数をもって決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

5 理事会は、役員及び理事で構成し、事業の円滑な運営に資する。

6 役員会は、事業の実施その他必要な事項を審議し、決定する。

7 役員会は、必要に応じて、会員の出席を要請することができる。

(会計)

第12条 本会の経費は、特別の場合を除くほか助成金による。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第14条 会則の改正については、総会の議決を経るものとする。

付 則

1 この会則は、昭和56年4月11日から適用する。

2 設立時の役員任期については、昭和58年3月31日までとする。

3 この会則は、平成2年12月15日から適用する。

4 この会則は、平成5年7月20日から適用する。

- 5 この会則は、平成１０年７月１４日から適用する。
- 6 この会則は、平成１３年７月１４日から適用する。
- 7 この会則は、平成１５年７月７日から適用する。
- 8 この会則は、平成１７年７月５日から適用する。
- 9 この会則は、令和６年５月１７日から適用する。
- 10 この会則は、令和７年５月１６日から適用する。

別表 1

【構成団体等】

各区・町内会・自治会	防犯指導員
民生・児童委員	保護司
青少年補導員	交通安全協会
青少年相談員	更生保護女性会
小・中学校	三中学区社会福祉協議会
小・中学校 P T A	千葉県木更津市赤十字奉仕団
子ども会育成会	少年警察ボランティア

別表 2

【三中学区青少年育成会議会長 輪番制】

